

- 2面 情報公開制度・個人情報保護制度 26年度の運用状況
- 3面 26年度下半期 財政運営状況
- 4面 やってみよう エコな暮らし
- 8面 熱中症にご注意ください  
ケーブルテレビの広報番組「わたしのまち新宿」



### しんじゅくコール

☎03(3209)9999 FAX03(3209)9900  
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111  
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>  
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

障害のある方が地域で自立した生活ができるよう支援します

## 区立障害者生活支援センター

### 7月1日(水) 高田馬場駅近くにオープン

7月1日(水)に、通所や宿泊での訓練、短期入所、相談などを行う区立障害者生活支援センターを開設します。区では、精神に障害のある方が住み慣れた地域で、安定し自立した生活を継続できるよう支援します。  
【問合せ】▶施設の利用と申し込みについて…区立障害者生活支援センター☎(5937)6821・FAX(3365)7360、▶施設の概要について…障害者福祉課事業指導係(本庁舎2階)☎(5273)4253・FAX(3209)3441へ。



#### 宿泊型自立訓練

一定期間施設内の個室に寝泊まりしながら、日中は生活訓練プログラムに参加し、退所後に安心して地域生活を継続できるよう支援します。

【対象】区内在住の18歳以上で精神に障害のある方、10名

【利用期間】おおむね1年間。休業日なし(職員が24時間支援します)



#### 区立障害者生活支援センターで利用できるサービス

※各サービスの利用要件等詳しくは、お問い合わせください。



▶宿泊型自立訓練用居室

#### 短期入所

家族の病気や冠婚葬祭などで一時的に支援が受けられない場合や、本人の病状の変化により生活能力が低下した場合などにショートステイサービスを行います。

【対象】18歳以上で精神に障害のある方、2名  
【利用期間】連続する7日(6泊)以内(年末年始を除く)

【利用時間】午後3時～利用を終了する日の午前10時

#### 自立訓練(生活訓練)

洗濯や料理などの生活支援、体操などの運動、ストレスや病気との付き合い方、コミュニケーションの方法などさまざまなプログラムを通して日常生活に適應できるよう、訓練・指導します。

【対象】区内在住の18歳以上で精神に障害のある方、20名

【利用期間】おおむね2年間

【利用日時】月～金曜日午前9時～午後4時(祝日、年末年始等を除く)



▶生活訓練室



▼相談室



#### 相談支援

障害福祉サービスの利用計画の作成、障害や生活のことなど、さまざまな相談に応じ、必要な情報を提供します。

【対象】区内在住の18歳以上で精神に障害のある方と家族

【利用日時】▶来所相談…月～金曜日午前9時～午後5時(祝日、年末年始等を除く)

▶電話相談…休業日なし

◀相談専用電話(24時間受付)▶  
(5937)6824

【運営】医療法人財団 厚生協会(指定管理者)



【所在地】百人町4-4-2  
●JR・西武新宿線「高田馬場駅」  
戸山口徒歩7分  
●東京メトロ東西線「高田馬場駅」  
BIG BOX 新宿消費生活センター分館  
戸山口徒歩9分

#### フロア案内

屋上緑化	
3階	宿泊型自立訓練用居室(5室)
2階	短期入所用居室(2室) 宿泊型自立訓練用居室(5室)
1階	エントランス 生活訓練室 多目的室(会議室) 相談室、事務室

#### 土・日曜日、祝日に多目的室(会議室)を貸し出します

センター利用者や家族、障害者団体、地域の方の相互交流の場として利用できます。利用方法等詳しくは、区立障害者生活支援センターへお問い合わせください。

【利用日時】土・日曜日、祝日の午前9時～午後6時(年末年始を除く)



◆7月21日(火)から区内の飲食店で使用できる「しんじゅく地域飲食券」の販売を開始します  
詳しくは、広報しんじゅく7月15日号でお知らせします。  
【問合せ】産業振興課産業振興係 ☎(3344)0701へ。

現在、区内の約4千店で初夏の大商業まつりを開催しています。6月30日(火)までキャンペーン参加店で商品やサービスの利用300円ごとに、くじを1枚配布します(配布を終了した店舗もあります)。  
◎当たりくじの利用・引き換えには期限があります  
▼1等500円券、2等100円券の当たりくじは、同額の金券としてキャンペーン参加店で7月5日(日)までご利用いただけます。キャンペーン参加店には初夏の大商業まつりのポスター(右図)が貼ってあります。  
▼特等1万円相当の旬の高級フルーツ・ぜいたく魚介類・絶品ブランド肉のいずれかと交換できる引換券は、当たりくじに必要事項を記入し、7月15日(水)(消印有効)までに新宿区商店会連合会事務局(〒160-0002 3西新宿6-8-2、BIZ新宿2階)へ郵送してください。  
【問合せ】産業振興課産業振興係 ☎(3344)0701・FAX(3344)0344

221、新宿区商店会連合会事務局 ☎(3344)3130・FAX(3344)1108へ。詳しくは、商店会連合会の公式ホームページ「新宿ルーペ」(<http://shinjuku-loupe.info/>)で案内してきます。

現在、区内の約4千店で初夏の大商業まつりを開催しています。6月30日(火)までキャンペーン参加店で商品やサービスの利用300円ごとに、くじを1枚配布します(配布を終了した店舗もあります)。  
◎当たりくじの利用・引き換えには期限があります  
▼1等500円券、2等100円券の当たりくじは、同額の金券としてキャンペーン参加店で7月5日(日)までご利用いただけます。キャンペーン参加店には初夏の大商業まつりのポスター(右図)が貼ってあります。  
▼特等1万円相当の旬の高級フルーツ・ぜいたく魚介類・絶品ブランド肉のいずれかと交換できる引換券は、当たりくじに必要事項を記入し、7月15日(水)(消印有効)までに新宿区商店会連合会事務局(〒160-0002 3西新宿6-8-2、BIZ新宿2階)へ郵送してください。  
【問合せ】産業振興課産業振興係 ☎(3344)0701・FAX(3344)0344

初夏の大商業まつり

金券のご利用は7月5日(日)まで